

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和6年2月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 2300132 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 2300007 号

第1 結論

平成 10 年 7 月から平成 15 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 53 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 7 月から平成 15 年 2 月まで

私は、請求期間に毎月コンビニエンスストアで国民年金保険料を納付していたが、国の年金記録では請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に毎月コンビニエンスストアで国民年金保険料を納付していた旨回答及び陳述しているが、国民年金法施行規則の一部改正によりコンビニエンスストアで国民年金保険料の収納が可能となったのは平成 16 年 2 月 1 日である上、請求者は、請求期間にバーコード付きの納付書により請求期間の国民年金保険料を納付した旨陳述しているが、納付書にバーコードが印刷されるようになったのも同月以降であることから、請求者は、請求期間にコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付することはできない。

また、コンビニエンスストアで国民年金保険料の収納が可能となった平成 16 年 2 月 1 日以降、同日から平成 17 年 3 月までの期間において、請求期間のうち国民年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない平成 14 年 1 月から平成 15 年 2 月までの国民年金保険料を過年度納付することは可能であるが、前述のとおり、請求者は、請求期間に毎月国民年金保険料を納付しており、後から納付したことはない旨陳述している。

さらに、請求者は、その都度見付けたコンビニエンスストアで請求期間の国民年金保険料を納付していたので、いつの分の国民年金保険料をどのコンビニエンスス

トアで納付したか分からない旨陳述していることから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとするコンビニエンスストアを特定することができない。

加えて、A市から提出された請求者に係る住民情報システムの国民年金「受給資格」及び年金情報総合管理・照会システムにより確認できる請求者の国民年金被保険者名簿（CSVデータ）によると、請求期間のうち国民年金保険料の収納事務が国に一元化（平成14年4月1日）される前の平成10年7月から平成14年3月までの分の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらず、オンライン記録によると、請求期間のうち当該収納事務が国に一元化された後の同年4月から平成15年2月までの分の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

また、請求者は、姓を読み間違われることがあったと陳述していることから、社会保険オンラインシステムにより請求者の氏名又は類似する氏名で検索を行ったが、請求者のものと思われる別の基礎年金番号の記録は見当たらない上、請求者は、戸籍の附票により請求期間の住所地に変更がなかったことが確認できることから、別の基礎年金番号で作成された納付書により請求期間の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す領収証書及び関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。